ヒューライツ大阪
HURIGHTS OSAKA

じんしゅさべつてっぱいじょうやく
人種差別撤廃条約

を学ぼう

人種差別
撤廃条約

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

人種差別撤廃条約第1条

はじめに

国連の人権に関する条約について

20世紀には二度にわたる世界大戦が起こり、多くの人々の尊い命が奪われました。そこでは、人権が無視され人類の良心が踏みにじられました。

1945年に設立された国際連合（国連）は、第2次世界大戦の反省から世界の平和を実現するために、人権と自由の尊重が不可欠だと考えました。それまでは、国内の問題だと考えられていた人権の保障を国際社会の課題として取り組むことになりました。

まずは、世界のすべての国と人々が達成すべき共通の人権の基準として「世界人権宣言」が作られたのです。その後、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」などが作られてきました。

こうして、人権が保障された社会の実現に向けて、現在もさまざまな取組みが進められています。

日本にはいろいろな人たちがいっしょに暮らしている

キンコーン
みんなおはよう！
このクラスには、いろいろな民族の文化、習慣を持つお友達がいるよね。

僕のお父さんは中国で生まれたんだ。

2008年のオリンピックの開催国ネ！

僕はブラジル生まれだよ。おじいちゃんたちは日本からブラジルに移住したのだけれど、僕は小さい時日本に来たんだよ。

私のお母さんはフィリピンから来たんだよ。

へえ～

在日韓国・朝鮮人

日本の植民地時代に種々の理由により日本にやってきた朝鮮の人々は、当時の内務省統計によると1944年には190万人を超えました。第2次世界大戦後に大半が帰国しましたが、入国管理局の資料によると約60万人（1947年時点）が生活上の理由などから日本にとどまりました。1952年、サンフランシスコ平和条約の発効とともに、こうした人々は、日本国籍を失い外国籍となってしまいました。そのような歴史の結果、戦後もっとも多い在日外国人は韓国・朝鮮籍の人たち（在日韓国・朝鮮人）なのです。

本名と日本名

日本が朝鮮を植民地としていた1940年、日本は「創氏改名」政策によって、朝鮮の人々の名前を日本式の名前に改めさせました。戦後、在日韓国・朝鮮人には、民族差別のために本名を名のれず日本名を使わざるをえない人がたくさんいました。そうした状況はいまだに残っています。安心して本名を名のることができる社会が求められています。

人種差別撤廃条約とは

肌の色や生まれた国や
地域が異なっている
という理由などから、
人々が差別されることが
世界各国で起きているの。
でも、そうした理由で
差別してはいけないという
国際条約があって、
日本はそれを
受け入れているのよ。

どんな
条約なの？

人種差別撤廃条約のできるまで

1948年の「世界人権宣言」は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言しています。

ところが、1959年から60年にかけて、ヨーロッパを中心にユダヤ人を差別するような活動が続発するようになりました。

ちょうど同じ頃の1960年、アフリカでは17カ国が植民地支配から独立し、その年16カ国が国連に加盟しました。

南アフリカでは、長年続いてきた白人による有色人種に対するアパルトヘイトと呼ばれる人種隔離政策をなくしていこうとする運動が盛り上がってきました。

また、アメリカでは法律上の平等な地位を求めて、黒人をはじめとする有色人種による公民権運動も高まっていました。

そうしたなか国連総会は1965年、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）をつくり、人種差別をなくしていくことを決めたのです。

日本は1995年に受け入れ、世界で146番目の締約国（加盟国）になりました。

人種差別ってなに？

条約の第1条で「人種差別」とはなにかについて説明されているの。それは、人種や肌の色の違いに加えて、民族や※世系などを理由に、区別や排除をしたり、社会生活において平等や自由が妨げられたりすることなど広い範囲に及んでいるのよ。
人種による差別
肌の色による差別
民族や世系による差別
自由と平等

※世系とは（条約と部落差別）

人種差別の撤廃に関する委員会（国連人種差別撤廃委員会　p21-23参照）は、「世系」をインドにみられるような「カーストおよびそれに類似する地位の世襲制度」だという解釈を2002年に明らかにしています。

同委員会は日本に対して2001年、「世系」は被差別部落出身者を含むと述べています。

アイヌの人々など

国連人種差別撤廃委員会は2001年、現在の北海道などで固有の言語や伝統的な儀式など独自の文化を持っているアイヌの人々、および沖縄の人々も条約の適用対象であるとしています。

国籍を有する人とそうでない人（外国人）の区別

でも、条約の実施状況を監視している国連人種差別撤廃委員会は、外国人に関して、「世界人権宣言」や「国際人権規約」で認められた権利や自由については、この条約が制限してはならないと勧告しているの。

そうよネ！

ウンウン

国や自治体をはじめとする公的機関は、

人種差別の行為をしてはならない

差別禁止

差別反対

人種差別をなくそう！

人種差別を生んだり、続けたりするような法律や規則をなくさなければならない

バイバイ

ゴミすてば

おかしい規則

差別的な法律

どんなことをしなければならないの？

法律制定も含む政策によって、個人や団体による人種差別も禁止しなければならない

異なった人種の人々が共に暮らしていくためのいろいろな取組みを奨励しなければならない

人種差別の宣伝や扇動はだめ！

※条約第4条（a）（b）

条約第4条（a）（b）は、人種差別の宣伝・扇動の法律による禁止と処罰を定めています。しかし、日本は、そうした行為を法律で処罰することは、日本国憲法で保障する集会・結社・表現の自由などを制限するおそれがあるなどという考えから、これらの項目は「留保」という形をとって受け入れていません。「留保」とは、国が条約に入る際、特定の規定が自国に適用されないようにすることです。ちなみに、日本には人種差別の宣伝・扇動を処罰する法律はありません。

たとえば、人前や
出版・放送を通じて
差別を宣伝したり、
落書きをしたり
することなどね。
最近ではたくさんの人が
インターネットを使う
ようになって、人種差別を
あおるようなメッセージが
書き込まれることが
増えてるのよ。
○○○の
□□□□!!
公衆トイレ
週刊
いっぱいあるんだね…

平等が確保されなければなりません

条約では、国は人種差別を禁止すべきだと定めているうえに、法律の前の平等を保障すべきだと定めているのよ。

ふ〜ん

たとえば、裁判を受けるときに誰もが平等な扱いを受ける権利があるのよ。住むところを自由に決めることもできるのよ。もちろん、電車やバスなどの交通機関、飲食店、お風呂屋さんなどのサービスを利用する権利が保障されているの。でも、現実には守られていない事態が起きているの。

へエ〜

へエ〜

就職差別

日本国籍ではないことを理由に就職を断られるという差別が起きています。しかし、自治体の場合、たとえば大阪府では1999年度の職員採用試験から知事部局で採用するすべての職種で外国人も受験ができるようになりました。

結婚差別

いま日本では国際結婚が増えていますが、外国籍を理由に結婚を反対されることもあります。

入居差別

入居者募集としていながら外国人が住宅を借りようとすると、家主から『日本人に限ります』と言われて断られることがあります。

法的な救済と賠償

※国の機関とは

1993年に国連総会で採択された「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）によると、①人権侵害について調査し救済する、②法律の制定や政策について提案する、③人権教育を実施するなどの機能をもった、政府（立法、行政、司法）から独立した国内機関のこと。

1998年、浜松市の宝石店でブラジル人女性が店主から入店を断られました。この女性は人種差別撤廃条約を主な根拠として店主に損害賠償を求めました。静岡地方裁判所は1999年10月、被告（店主）の行為は条約の規定に反するので、民法上の不法行為にあたるとして、被告に対して損害賠償を命じました。

教育と情報提供

国は、人々が人種差別に反対し、
お互いの文化を理解して友好を
促進するために、教育や情報提供を
しなければならないと定めて
いるの。民間団体もさまざまな
啓発活動に取り組んでいるのよ。
たとえば、国際サッカー連盟
（FIFA）は、2006年の
ワールドカップ・ドイツ大会で、
人種差別に反対するキャンペーンを
行ったのが世界的によく
知られてるわね。
2006 FIFA WORLD CUP
人種差別をなくそう！

条約の実施を確保する仕組み

国連人種差別撤廃委員会の役割

条約が守られているかどうかを誰がどう監視をするの？

条約の締約国は、それぞれの国での条約の実施状況についての報告を定期的に国連に提出することが求められているの。その報告を審議するために、国連人種差別撤廃委員会という監視機関が設置されているのよ。

国連人種差別撤廃委員会の勧告

国連人種差別撤廃委員会は、2001年3月に日本政府の第1・2回報告書を審議しました。審議の後、日本の条約実施状況について、最終見解を発表しました。日本が人種差別撤廃条約をはじめ重要な人権条約の日本語訳を公表するなど、人権基準の意識啓発に努めていることなどを評価しました。一方、条約第4条（a）（b）で規定している義務（P14参照）の受入れを求める勧告などを出しました。

同委員会は2010年2月、日本政府の第3・4・5・6回報告書を審議しました。

国家間通報の制度

この国の問題解決のために
みんなで話し合いましょう！

ある締約国が、
ほかの国がこの条約を
守っていないと
判断したときには、
国連人種差別撤廃委員会に
通報することができるのよ。
委員会はそれを
受けとめて、通報された
国に対して、解決のために
何らかの措置をとるよう
要請できるの。

個人通報の制度

条約違反の被害者だと主張する個人や集団は、国連人種差別撤廃委員会に対して申し立て（通報）を行うことができるの。

ただし、この個人通報制度は、これを承認するという宣言を行っている締約国にのみ適用されるという条件がついているのよ。

へぇ〜

締約国の定期報告書

国連人種差別撤廃委員会

国家による通報

○○国で人種差別があります

個人・集団による通報

私たちは侵害された権利を回復したい

多文化共生社会をめざして

国連は、2001年に南アフリカのダーバンで人種差別をなくしていくための政策や行動計画を話し合う世界会議を開いたり、その後ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、人種差別に反対する世界各地の自治体のネットワーク作りをめざしたり、国際社会ではさまざまな取組みを続けています。

このクラスの
みんなも
もっと
お互いのことを
理解すれば
すばらしい仲間に
なれるよ。
みんな仲よくネ…
イエーイ

人種差別撤廃条約を学ぼう

企　画　大阪府

発 行 日　2007年6月30日

編集・発行　ヒューライツ大阪（(財)アジア・太平洋人権情報センター）
〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 piaNPO 3階
TEL 06(6577)3578 FAX 06(6577)3583

領価　200円